第三局	
国土交通検査第一課	国土交通省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人都市再生機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の検査に関する事務
国土交通検査第二課	国土交通省港湾局及び航空局、航空保安大学校、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人航空港湾・空港整備機構、株式会社関西国際空港、株式会社横浜川崎国際港湾、株式会社成田国際空港、株式会社中部国際空港、株式会社阪神国際港湾並びに株式会社の検査に関する事務
国土交通検査第三課	国土交通省水管理・国土保全局、独立行政法人水資源機構及び日本下水道事業団の検査に関する事務
国土交通検査第四課	国土交通省都市局及び道路局並びに一般財団法人民間都市開発推進機構の検査に関する事務
国土交通検査第五課	国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務
環境検査課	環境省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の検査に関する事務
上席調査官（道路担当）	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の検査に関する事務
第四局	
文部科学検査第一課	文部科学省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び放送大学学園の検査に関する事務
文部科学検査第二課	文部科学省高等教育局、科学技術・学術政策局及び研究振興局、日本学士院、科学技術振興機構、日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立大学法人及び大学共同利用機関法人並びに同一の表の第二百十二号の下欄に掲げる大学、独立行政法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構及び国立研究開発法人理化学研究所の検査に関する事務
上席調査官（文部科学担当）	文部科学省研究開発局、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の検査に関する事務

農林水産検査第一課	農林水産省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、株式会社農林漁業成長産業化支援機構及び独立行政法人農業者年金基金の検査に関する事務
農林水産検査第二課	農林水産省農村振興局の検査に関する事務
農林水産検査第三課	農林水産省生産局畜産部、水産庁、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び独立行政法人農畜産業振興機構の検査に関する事務
農林水産検査第四課	農林水産省農林水産技術会議、林野庁、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の検査に関する事務
情報通信検査課	総務省情報通信国際戦略局、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務
上席調査官（情報通信・郵政担当）	日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本放送協会及び日本電信電話株式会社の検査に関する事務
第五局	
経済産業検査第一課	経済産業省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易保険及び株式会社海外需要開拓支援機構の検査に関する事務
経済産業検査第二課	内閣府の原子力災害に関する事務、経済産業省のエネルギー対策、特別会計に係る経理、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び日本アルコール産業株式会社の検査に関する事務
上席調査官（融資機関担当）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫の検査に関する事務
特別検査課	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百五条（同法第百四十五条の四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による要請に係る国の会計経理に関する特定の事項その他の事務総長から国の会計経理に関する事項として特に命ぜられた事項の検査に関する事務
上席調査官（特別検査担当）	国会法第百五条の規定による要請に係る国以外のものの会計経理に関する特定の事項その他の事務総長から国以外のものの会計経理に関する事項として特に命ぜられた事項の検査に関する事務